1. 障害程度等級表

級別		呼	吸	器	機	能	障	害		
1級	呼吸器の機能の障	き害に よ	い自己	Lの身i	辺の日常	常生活剂	舌動が枯	極度に制	限される	ろもの
2級										
3級	呼吸器の機能の障	1年によ	り家庭	重内での	の日常生	上活活動	動が著り	しく制限	される	50
4級	呼吸器の機能の障	管害によ	り社会	きでの	日常生活	5活動7	が著し、	く制限さ	れるもの	り

2. 障害程度等級表解説

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)、 動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量(最大呼気位から最 大努力下の最初の1秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長の組合せで正常な らば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

- 1. 等級表1級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、 呼吸障害のため、指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血02分 圧が50Torr以下のものをいう。
- 2. 等級表3級に該当する障害は、指数が20を超え30以下のもの、若しくは動脈血 02分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。
- 3. 等級表4級に該当する障害は、指数が30を超え40以下のもの、若しくは動脈血 0_2 分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。

3. 疑義解釈

質 疑	回答
1. 一般的に認定基準に関する検査数値と活	換気機能障害を測るための予測
動能力の程度に差がある場合は、検査数値	秒率と、ガス交換機能障害を測るだ
を優先して判定されることとなっている	血 02分圧との間には、相当程度の
が、この検査数値間においても、予測肺活	があるのが一般的である。しかした
量1秒率と動脈血 02分圧のレベルに不均	ような数値的な食い違いが生じる
衡がある場合は、どのように取り扱うの	り、こうした場合には、予測肺活動
か。	方が動脈血 02分圧よりも誤差を生
また 診断書のCO 公国の II 値に関して	マレにも副虚し 奴力呕出曲線ねる

は、認定基準等では活用方法が示されてい ないが、具体的にどのように活用するの か。

則肺活量1 ための動脈 の相関関係 ながらこの る場合もあ 量1秒率の 生じやすい また、診断書の CO₂分圧や pH 値に関して | ことにも配慮し、努力呼出曲線などの他のデ ータを活用したり、診断書の CO2分圧や pH 値の数値も参考にしながら、医学的、総合的 に判断することが適当である。

> なお、等級判定上、活動能力の程度が重要 であることは言うまでもないが、認定の客観

質 疑 回 答

2. 原発性肺高血圧症により在宅酸素療法 を要する場合、常時の人工呼吸器の使用 の有無にかかわらず、活動能力の程度等 により呼吸器機能障害として認定してよ いか。

- 3. 肝硬変を原疾患とする肺シャントにより、動脈血 0₂分圧等の検査値が認定基準を満たす場合は、二次的とはいえ呼吸器機能に明らかな障害があると考えられるため、呼吸器機能障害として認定できるか。
- 4. 重度の珪肺症等により、心臓にも機能障害(肺性心)を呈している場合、呼吸器機能障害と心臓機能障害のそれぞれが認定基準に該当する場合、次のどの方法で認定するべきか。
- ア. それぞれの障害の合計指数により、重複認定する。
- イ. 一連の障害とも考えられるため、より 重度の方の障害をもって認定する。

性の確保のためには、各種の検査数値についても同様の重要性があることを理解されたい。

原発性肺高血圧症や肺血栓塞栓症などの場合でも、常時人工呼吸器の使用を必要とするものであれば、呼吸器機能障害として認められるが、在宅酸素療法の実施の事実や、活動能力の程度のみをもって認定することは適当ではない。

肺血栓塞栓症や肺シャントなどの肺の血流障害に関しては、肺機能の障害が明確であり、機能障害の永続性が医学的、客観的所見をもって証明でき、かつ、認定基準を満たすものであれば、一次疾患が肺外にある場合でも、呼吸器機能障害として認定することが適当である。

肺性心は、肺の障害によって右心に負担がかかることで、心臓に二次的障害が生じるものであり、心臓機能にも呼吸器機能にも障害を生じる。

しかし、そのために生じた日常生活の制限の原因を「心臓機能障害」と「呼吸器機能障害」とに分けて、それぞれの障害程度を評価し、指数合算して認定することは不可能であるため、原則的にはイの方法によって判定することが適当である。

このような場合、臨床所見、検査数値などがより障害の程度を反映すると考えられる方の障害(「心臓機能障害」又は「呼吸器機能障害」) 用の診断書を用い、他方の障害については、「総合所見」及び「その他の参考となる合併症状」の中に、症状や検査数値などを記載し、日常の生活活動の制限の

程度などから総合的に等級判定することが適当である。

- 5. 呼吸器機能障害において、
- ア. 原発性肺胞低換気症候群によって、夜間は低酸素血症がおこり、著しく睡眠が妨げられる状態のものはどのように認定するのか。
- イ. 中枢型睡眠時無呼吸症候群などの低換 気症候群により、睡眠時は高炭酸ガス血 症(低換気)となるため、人工呼吸器の 使用が不可欠の場合はどのように認定 するのか。
- 6. 動脈血 0₂分圧等の検査数値の診断書 記入に際して、酸素療法を実施している 者の場合は、どの時点での測定値を用い るべきか。
- 7. 肺移植後、抗免疫療法を必要とする者について、手帳の申請があった場合はどのように取り扱うべきか。

これらの中枢性の呼吸器機能障害は、呼吸筋や横隔膜などのいわゆる呼吸器そのものの障害による呼吸器機能障害ではないが、そうした機能の停止等による低酸素血症が発生する。しかし、低酸素血症が夜間のみに限定される場合は、常時の永続的な低肺機能とは言えず、呼吸器機能障害として認定することは適当ではない。

一方、認定基準に合致する低肺機能の状態が、1日の大半を占める場合には認定可能であり、特に人工呼吸器の常時の使用が必要な場合は、1級として認定することが適当である。

認定基準に示された数値は、安静時、通 常の室内空気吸入時のものである。

したがって診断書に記入するのは、この 状況下での数値であるが、等級判定上必要 と考えられる場合は、さらに酸素吸入時あ るいは運動直後の値などを参考値として 追記することは適当と考えられる。

肺移植後、抗免疫療法を必要とする期間 中は、肺移植によって日常生活活動の制限 が大幅に改善された場合であっても1級 として取り扱う。

なお、抗免疫療法を要しなくなった後、 改めて認定基準に該当する等級で再認定 することは適当と考えられる。